

社会福祉法人德育福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人德育福祉会（以下「法人」という。）の役員並びに役員以外の者の報酬及び実費弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定において役員とは、法人の理事、監事、評議員、第三者委員、評議員選任・解任委員をいい、役員以外の者とは、当法人の業務に関わる公認会計士及び税理士、弁護士、社会保険労務士、行政書士等のことをいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員並びに役員以外の者の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 役員が、理事会及び評議員会に出席したときは、報酬及び実費弁償を支払う。

2 役員以外の者が、理事会及び評議員会に出席したときは、報酬及び実費弁償を支払う。

(監事の任務報酬及び監事監査立会報酬等)

第4条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、報酬及び実費弁償を支払う。

2 役員以外の者が、監事監査に立会出席したときは、報酬及び実費弁償を支払う。

(苦情対応第三者委員の任務報酬及び苦情対応第三者委員会議立会報酬等)

第5条 苦情対応第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、

2 苦情対応第三者委員が、理事会及び評議員会等に出席したときは、報酬及び実費弁償を支払う。

3 役員以外の者が、苦情対応第三者委員会議に立会出席したときは、報酬及び実費弁償を支払う。

(評議員・選任解任委員会の任務報酬等)

第6条 評議員・選任解任委員が、評議員選任会議及び評議員解任会議に出席したときは、報酬及び実費弁償を支払う。

(報酬)

第7条 理事長を含む役員及び役員以外の者が理事会、評議員会等へ出席したとき、苦情対応第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事及び理事会、評議員会等へ出席したときは、次のとおり報酬を支払う。

評議員会 9,690 円

理事会 8,200 円

監事監査 8,200 円

苦情対応第三者委員業務 6,710 円

2 評議員・選任解任委員会の報酬については、別に定める。

3 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席、又は勤務時間内であっても一時勤務地を離れて理事会等に出席した場合は、法人の旅費規程により日当を支払う。

(交通費)

第8条 役員及び役員以外の者が、理事会・評議員会等への出席、苦情対応第三者委員業務等に携わったときの交通費は、実費にて支払う。ただし、自家用車を使用する場合は勤務地又は住所から任務地までの往復の距離1kmにつき25円を支払う。その際、1km未満の端数は切捨てて計算する。

2 理事において、施設及び本部事務局の職を兼務する者は、交通費については支払わない。ただし、理事会等が施設及び本部事務局以外の場所で開催され、かつ公共交通及び自家用車を使用する場合においては法人の旅費規程により交通費を支払う。

(費用弁償)

第9条 理事会・評議員会等への出席、法人業務に携わることにより支出した雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書をもって実費を支給する。

(出張旅費)

第10条 出張に係る費用については、法人の旅費規程に準じる。

(重複支給の防止)

第11条 理事長を含む役員等及び役員以外の者が、同一日に開催される理事会及び評議員会等のいずれにも出席した場合は、理事会に係る報酬及び実費弁償は支給しない。

2 苦情対応第三者委員が苦情対応業務に従事した同一日に、理事会又は評議員会等に出席した場合は、苦情対応第三者委員に係る報酬及び実費弁償は支給しない。

3 法人及び事業所に雇用される職員には、この規程を適用しない。ただし、理事会等が施設及び本部事務局以外の場所で開催され、かつ公共交通及び自家用車を使用する場合においては、法人の旅費規程により日当及び交通費を支払う。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する

この規程は、評議員会で承認を受けるものとする。

この規程は、平成 29 年 6 月 18 日より施行する。